

岐阜県商店街活性化支援事業費補助金交付要綱

平成26年3月28日 制定
平成27年3月31日 一部改正
平成28年3月31日 一部改正
平成29年4月 1日 一部改正
平成30年3月31日 一部改正
平成31年3月31日 一部改正
令和 3年4月 1日 一部改正
令和 6年3月31日 一部改正
令和 7年3月31日 一部改正

(総則)

第1条 県は、商店街の魅力発掘と集客性向上等による商店街の活性化を支援するため、商店街の関係団体が商店街の活性化に積極的に取り組む事業に対し、予算の範囲内で、岐阜県商店街活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助事業団体」という。）は、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - (2) 商店街の振興に寄与する商店街振興会、発展会等の商店街団体
 - (3) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所
 - (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会
 - (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく商店街の事業協同組合
 - (6) 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第7号に規定する特定会社又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - (7) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号イに規定する中心市街地整備推進機構
 - (8) まちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社
 - (9) その他知事が適当と認める団体
- 2 前項第2号及び第9号に掲げる団体は、次の要件を備えたものでなければならない。
- (1) 代表者又は役員の定めがあること。
 - (2) 定款又はこれに準ずる規約類が定められていること。
 - (3) 収支の経理が明確にされていること。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業団体となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他団体（以下この条において「法人等」という。）
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人等若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人等

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間、補助金の限度額並びに補助率は、別表1のとおりとする。ただし、商店街の活性化に係る事業に対する国の補助金、助成金等の交付決定を受けた事業は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

4 補助事業団体は、補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。

(事業の着手時期)

第6条 事業の着手時期は、原則として規則第5条の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により交付の決定前に事業に着手しようとする者は、補助金交付申請書に、事前着手理由書（別記第2号様式）を添付するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、規則第6条第1号から第4号までの条件が付されているものとする。

2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の配分の変更、補助対象経費の20パーセント以内の増減及び事業計画の細部の変更とする。

3 補助事業団体が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第4号の規定による報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第6条第1号及び第2号の承認 事業内容（経費配分）変更承認申請書（別記第3号様式）

(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(3) 規則第6条第4号の報告 事業遅延等報告書（別記第5号様式）

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

(状況報告)

第9条 補助事業団体は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第6号様式による事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

- 3 補助事業団体は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の支払方法）

- 第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業団体は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。
 - 3 補助事業団体は、第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

- 第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした補助事業団体が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該の交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第13条 補助事業団体は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第10号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（書類、帳簿等の保存期間）

- 第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（書類の提出部数）

- 第15条 この要綱に基づき知事に提出する書類の部数は、1通とする。

（補助事業の表示）

- 第16条 補助事業団体は、補助対象事業について、県から補助金の交付を受けて実施する旨を別表2に定めるところにより表示するものとする。
- 2 前項の表示に要する経費は、補助対象経費とする。

（その他）

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 岐阜県中心市街地活性化総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年3月29日施行）は、廃止する。
- 3 平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

事業区分		補助対象事業	補助対象期間	補助事業団体	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
1	商店街課題解決支援事業	(1) 課題解決事業 外部専門家の助言を受けながら、補助事業団体自らが課題解決に取り組む事業（施設の取得及び整備並びにイベントに係る事業を除く。）	3 年を限度とする。(注)	第 2 条第 1 項各号に掲げる団体	報償費、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、委託料、使用料・賃借料及び雑役務費	補助対象経費の 1 / 3 以内	1 事業当たり 200 千円（参加店舗数が 101 店以上の場合は、500 千円）以上 1,000 千円以下。 ただし、市町村から交付を受けた補助額を超えないものとする。
		(2) にぎわい創出事業 他市町村からの集客を見込むことができる次に掲げる事業 一 中心市街地活性化基本計画（中心市街地の活性化に関する法律に基づき認定を受けた計画に限る。）に位置付けられた事業（施設の取得及び整備に係る事業を除く。以下同じ。） 二 商店街において 1 年を通して年 4 日以上定期的に実施する事業	二に該当する事業にあっては、5 年を限度とする。(注)			補助対象経費の 1 / 3 以内	1 事業当たり 200 千円（参加店舗数が 101 店以上の場合は、500 千円）以上 1,000 千円以下（一及び二のいずれにも該当する事業にあっては、2,000 千円以下）。 ただし、市町村から交付を受けた補助額を超えないものとする。 また、同一の事業について 2 回以上交付決定を受けた場合の補助金の額は、2 回目から 5 回目までにあつては前回の補助金の額の 90%を、6 回目以降にあつては前回の補助金の額を、それぞれ超えないものとする。
2	若手・女性事業者グループ等支援事業	若手・女性事業者グループ等が主導的に企画・実施する事業		第 2 条第 1 項各号に掲げる団体のうち、次のいずれかの要件を満たすもの 一 おおむね 45 歳までの者 3 人以上が事業に参加し、かつ、その割合が過半数以上であること。 二 女性 3 人以上が事業に参加し、かつ、その割合が過半数以上であること。	報償費、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、委託料、使用料・賃借料及び雑役務費	補助対象経費の 1 / 3 以内	1 事業当たり 200 千円以上 1,000 千円以下。 ただし、市町村から交付を受けた補助額を超えないものとする。

3	キッズ向け事業 支援事業	商店街等が実施する子どもに関する事業		第2条第1項各 号に掲げる団体	報償費、旅費、消耗品費、 会議費、印刷製本費、役 務費、通信運搬費、広告 宣伝費、保険料、委託料、 使用料・賃借料及び雑役 務費	補助対象経費 の1／3以内	1事業当たり 100 千円以上 1,000 千 円以下。 ただし、市町村から交付を受けた補助 額を超えないものとする。
4	タウンマネー ジャー支援事業	商店街の中核的な人材（タウンマネージャー） の育成・活動事業	5 年を限度とす る。（注）	第2条第1項各 号に掲げる団体	報償費、旅費、消耗品費、 会議費、印刷製本費、役 務費、通信運搬費、広告 宣伝費、保険料、委託料、 使用料・賃借料及び雑役 務費	補助対象経費 の1／3以内	1事業当たり 200 千円以上 1,000 千 円以下。 ただし、市町村から交付を受けた補助 額を超えないものとする。

（注）交付決定は、年度ごとに行い、2 年目以降の交付決定を確約するものではない。

別表 2（第 16 条関係）

補助対象事業の標準的な表示方法	表 示 内 容
看板、銘板、広報紙、チラシ、パンフレット等 表 示	この〇〇は、岐阜県からの補助金の交付を受けています。 〇年〇月〇日 団 体 名

- 備考 1 表示方法は、看板、銘板、広報紙、チラシ、パンフレット等による掲載等とする。
- 2 表示箇所は、目につきやすい箇所又は紙面の許す範囲とする。
- 3 表示された広報紙、チラシ、パンフレット等については、第 10 条に規定する実績報告書に添付するものとする。

別記
第1号様式（第5条関係）

第 年 月 号
日

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

年度岐阜県商店街活性化支援事業費補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業区分

2 事業名

3 事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 事業に要する経費	円
(2) 補助対象経費	円
(3) 補助金交付申請額	円

《添付書類》

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 事業費・補助金額積算内訳書（別紙2）
- (3) 事業主体の定款、規約その他これに類するもの（第2条第2号及び第9号の団体に限る。）
- (4) 事業主体の構成員名簿（第2条第2号及び第9号の団体に限る。）
- (5) 事業主体が事業実施を議決した総会・理事会等の議事録の写し
- (6) 収支予算書及び事業費内訳書（補助金申請額の算出根拠を明示したもの）

補 助 事 業 計 画 書

1 補助事業団体

- (1) 団体の名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 構成員数（参加店舗数）

※1「若手・女性事業者グループ等支援事業」については、構成員名簿（氏名、年齢等を明記）を添付すること。

※2「タウンマネージャー支援事業」については、タウンマネージャーの所属する団体の構成員名簿（氏名、年齢等を明記）を添付すること。

2 事業名

3 事業の概要

- (1) 実施期間（「1（2）にぎわい創出事業」は、イベント実施日を記入）
- (2) 実施場所
- (3) 事業内容

※「1（1）課題解決事業」の場合のみ、地域課題を踏まえた内容を記載し、解決までのプロセス等も併せて示すこと。

- (4) 補助対象事業の表示の方法（要綱別表2を参考）
- (5) 商店街の取組

4 事業の目的及び効果

5 事業の効果を検証するための指標と目標数値

指標	目標数値	目標数値の算出方法

6 地域のまちづくり計画等との整合性

7 事業終了後の事業計画

8 国及び県の過去の補助金の交付状況（平成26年度以降）

(1) 国の補助金

年度	省庁名	補助金名	補助金額（円）

(2) 県の補助金

年度	部署名	補助金名	補助金額（円）

別紙 2

事業費・補助金額積算内訳書

(支出)

経費の区分	事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	内訳及び積算
合 計			

(注)「内訳及び積算」の欄は、必要に応じ別表を添付すること。

事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額（補助率 1/3）	， 0 0 0 円（千円未満の端数は切り捨て）
市町村の補助金交付申請額	円

第2号様式（第6条関係）

事前着手理由書

経費の内容	
事前着手（予定）日	
事前着手が必要な理由	

※経費の具体的な内容が分かる資料を添付すること。

（注）交付決定前に事業に着手することは、原則認められません。事前着手は、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものであり、事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は、当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応していただくことになりますので、十分にご留意ください。

第3号様式（第7条関係）

第 年 月 号
日

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

年度岐阜県商店街活性化支援事業費補助金に関する
事業内容（経費配分）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の内容
（経費の配分）について、下記のとおり変更の承認を受けたいので岐阜県補助金等交付規則第6条の規
定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後注) 変更後の事業計画書（別紙1及び別紙2のほか、変更内容が分かる書類を添付すること。）

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

年度岐阜県商店街活性化支援事業費補助金に関する
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、岐阜県補助金等交付規則第6条の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

年度岐阜県商店街活性化支援事業費補助金に関する補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業について、下記のとおり遅延するので報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延の内容と理由
- 5 遅延に対する措置
- 6 事業の遂行及び完了の予定

（遅延の理由を立証する書類を添付すること。）

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

年度岐阜県商店街活性化支援事業費補助金補助事業
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の遂行状況について、岐阜県補助金等交付規則第 11 条の規定により報告します。

記

経費の区分	申請額		支払額	
		うち補助対象経費		うち補助対象経費
合 計				

（注）市町村の補助金交付決定通知書（写）を添付すること。

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

年度岐阜県商店街活性化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により報告します。

記

1 事業区分

2 事業名

3 事業に要した経費及び補助金の額

(1) 事業に要した経費	円
(2) 補助対象経費	円
(3) 補助金の額	円

《添付書類》

- ・補助事業実績書（別紙1）
- ・事業費・補助金額支出内訳書（別紙2）
- ・補助事業評価書（別紙3）
- ・収支決算書
- ・写真
- ・補助事業の表示をした広告紙、パンフレット、チラシ等

別紙 1

補 助 事 業 実 績 書

1 事業名

2 事業の内容

(1) 実施期間

(2) 実施場所

(3) 事業内容

(4) 実施方法

(5) 補助対象事業の表示の方法

別紙 2

事業費・補助金額支出内訳書

(支出)

経費の区分	事業に要した経費 (円)	補助対象経費 (円)	
			内訳及び支出
合 計			

(注)「内訳及び支出」の欄は、必要に応じ別表を添付すること。

事業に要した経費	円
補助対象経費	円
補助金の額（補助率 1/3）	円
市町村の補助金交付申請額	円

注) 市町村の補助金額が分かる資料を提出すること。

1 事業の効果

2 指標の目標数値の達成度

(1) 指標及び目標数値

指標	目標数値	達成数値

(2) 直近の中心市街地又は中心商店街の休日歩行者自転車通行量

3 事業の問題点及び今後の改善策

4 次年度以降に予定している事業内容（取り組み）

第 年 月 日

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名
発行責任者
担当者
連絡先

年度岐阜県商店街活性化支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 円

<振込先>

金融機関名	
預金種目	当 座・普 通
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名
発行責任者
担当者
連絡先

年度岐阜県商店街活性化支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、岐阜県商店街活性化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額	円
<内訳>	
交付決定額	円
既受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

<概算払が必要な理由>

<振込先>

金融機関名	
預金種目	当 座・普 通
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

岐阜県知事 様

住所
名称
代表者氏名

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

岐阜県商店街活性化支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

- （注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）相当額が消費税等に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。